

令和2年度中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成することを目的とし、中山間地域農業基盤整備促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める団体に補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、中山間地域農業基盤整備促進事業実施要領及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要項による補助金に係る事業に要する経費の内容及びこれに対する補助率等は次に掲げるとおりとする。

- 2 補助金に係る事業に要する経費は、中山間地域農業基盤整備促進事業実施要領第2を満たすものとする。
- 3 中山間地域農業基盤整備促進事業に対する補助率は、県が62.5パーセント以内とする。ただし、市町においては、原則22.5パーセントとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）を所管農林事務所長（以下「所長」という）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、所長が別に定める。
- 3 第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときには、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(申請の取り下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げ期限は、交付決定通知のあった日から15日以内とする。

(着手届)

第6条 補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、工事に着

手したときは、工事着手届（様式第3号）を速やかに所長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第7条 所長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由及び見込み額を記載した書面（様式第4号）を所長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、第11条の規定による実績報告書を提出する際に、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を提出して精算しなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第8条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業について次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助金の額の増減
- （2）工種別事業量の30パーセントを超える増減
- （3）工種の新設、変更又は廃止

- 2 所長は、前項の規定により提出された令和2年度中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金変更承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、令和2年度中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項以外の変更（軽微な変更）をしようとするときは、所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止・廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにその理由を記載した書面により所長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業について、中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、所長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、所長が別に定める日までとする。
- 3 前項のほか、所長は必要に応じて事業者から当該補助事業の遂行状況その他関連する事項について報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定のあつた年度の3月31日のいずれか早い日までに中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金実績報告書（様式第8号）を、所長に提出しなければならない。

- 2 第7条の規定により、概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示404号）様式第102号）を併せて提出するものとする。

- 3 第3条第3項ただし書により、交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第9号）により速やかに報告し、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（検査及び補助金の額の確定）

- 第12条** 所長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに確認検査（内容の審査及び現地調査）を行い、交付すべき補助金の額を確定し中山間地域農業基盤整備促進事業費補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に検査を行うことができる。
 - 3 所長は前2項の規定による検査を行うに当たり必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 補助事業者は、前3項の規定による検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を所長に請求することはできない。

（帳簿等の整理）

- 第13条** 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

付 則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 この要項は、令和2年11月20日から施行する。